

第38回北海道産品取引商談会 東京・大阪会場 開催要綱

目 的 道内で生産された食品の関東・関西地域での販路拡大を図るため、同地域のバイヤーとの取引商談会を開催し、道産食品の流通拡大と通常取引の促進に努めます。

主 催 〈東京会場〉北海道、(一社)北海道貿易物産振興会、北海道どさんこプラザ有楽町店
特別協力：(株)北洋銀行
〈大阪会場〉北海道、(一社)北海道貿易物産振興会、(株)北洋銀行
特別協力：(株)三井住友銀行、(一社)全国スーパーマーケット協会
※大阪会場は「北洋銀行インフォメーションバザールin Kansai」と合同開催します。

日時・場所 〈東京会場〉
日 時：令和8年2月3日(火) 13時～17時
場 所：東京交通会館 12階ダイヤモンドホール
(東京都千代田区有楽町2-10-1 Tel / 03-3212-2931)
〈大阪会場〉
日 時：令和8年2月5日(木) 13時～17時
場 所：ホテル阪急インターナショナル 4階 紫苑
(大阪市北区茶屋町19-19 Tel / 06-6377-2100)

来場流通バイヤー 首都圏・関西地域百貨店、スーパー、卸問屋、外食関係バイヤー

出展企業 道内食品製造・加工メーカー及び取扱企業、関係団体

前回実績 令和6年度
〈東京会場〉令和7年2月4日(火) 実施
出展企業 18市19町1村 82社
(水産18社、農産27社、畜乳製品10社、菓子23社、酒・飲料2社、その他2社)
来場バイヤー 202社439名
〈大阪会場〉令和7年2月6日(木) 実施
出展企業 12市21町2村 77社
(水産17社、農産22社、畜乳製品14社、菓子22社、酒・飲料1社、その他1社)
来場バイヤー 134社254名

実施事務局 一般社団法人北海道貿易物産振興会
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センタービル1階
TEL 011-251-7976 FAX 011-251-0230

第38回北海道産品取引商談会 東京・大阪会場 出 展 要 領

対 象 商 品 道内で生産、製造された農産・水産・畜産物並びに加工品、菓子、飲料等の食品

対 象 企 業 道内に本社のある上記対象商品の製造・加工メーカー及び取扱企業、団体

出 展 条 件	出 品 商 品	出 展 条 件
	一 般 食 品	■出展要領、出展規約を遵守できること。 ■出展企業が必ず常駐できること。 ■出展企業については下記のとおりとさせていただきます。 ①道内に本社（本店）のある製造・加工メーカー ②道内に本社（本店）のある道産食品取扱い企業 ■はじめて出展申込みされる企業は、出展申込書に下記書類を必ず添付して下さい。 ・会社概要・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）・扱い商品パンフレット ※個人事業主の場合は・確定申告（写）・営業許可証（写）・扱い商品パンフレット
	弁 当 ・ 寿 司 な ど 米 飯 、 そ の 他 実 演	■出展要領、出展規約を遵守できること。 ■出展企業が必ず常駐できること。 ■出展企業については下記のとおりとさせていただきます。 ①道内に本社のある製造・加工メーカー ②道内に本社のある道産食品取扱い企業 ■以上①②ともに道内での登記並びに営業実績が3年以上あること。 ■出展商品は道内で常時購入できる販売所があること。（無店舗販売は不可） ■はじめて出展申込みされる企業は、出展申込書に下記書類を必ず添付して下さい。 ・会社概要 ・飲食店営業許可証（写） ・販売店舗写真（店舗名、住所、電話番号記載） ・登記簿謄本写（履歴事項全部証明書） ・扱い商品パンフレット

- 注1）出展は上記出展条件をもとに全体の構成などを考慮し、事務局で審査の上決定します。
出展の決定時期は、主催者が出展料の請求書を発行した時点とします。
- 注2）出品物が本商談会にそぐわない場合は出展をお断りする場合があります。
- 注3）「出展企業」は必ず常駐して下さい。販売委託先、代理店のみの出展及び出展者以外のアテンドはできません。
- 注4）会場内小間配置については、出展商品、小間数などを勘案の上、会場ゾーニング計画に沿って決定致します。
- 注5）出展規約第10条、第11条違反の場合は、商談会当日においても出展をお断りします。

- 申 込 方 法**
- 申込書及び出品明細書（昨年と様式が変更）につきましては、当会ホームページ（<https://dousanhin.jp>）上からダウンロードしていただき必要事項を記入（入力）し、関係資料を添付の上事務局に郵送またはメールにて提出してください。（事務局メールアドレス：shoudan@dousanhin.jp）
 - 出展審査にあたり追加書類提出をお願いする場合があります。また、企業調査を行うこともあります。
 - 出品される商品は全て出品明細書に記入してください。**
 - 両会場とも12月22日以降のキャンセルにつきましては、関係資料等の作成、印刷が終わっておりますことから、出展料を請求させていただきます。

申込締切日 11月25日（火）

- 但し、予定小間数に達し次第受付を締切らせていただきますので、あらかじめご了承ください。

基本小間 出展料

小間規格	出展料金(税込)	設定(予定) 小間数
(東京)間口1,500mm ×奥行1,000mm×高さ700mm (大阪)間口1,800mm ×奥行900mm×高さ700mm	1小間1会場につき (一社)北海道貿易物産振興会 会員/44,000円 非会員/58,300円	東京70小間 大阪68小間

■会場テーブルは社名表示付、白布掛けです。

申込受付

- 受付は、事務局が出展案内を発送した翌日からとします。
- 申込み順に受付を行い、予定小間数に達した時点で、受付を締切らせていただきます。
- 会場スペースの関係上、1社1小間のお申込みを原則とします。
- 物産協会、商工会、グループで取りまとめ申込みする場合も、受付は個別企業ごとになります。出展料については、別記「基本小間出展料」、「出展料等について」のとおりです。
- 申込書受領後であっても、事務局で審査の上、前述出展条件等がクリアできない場合、出展をお断りすることがありますのでご理解願います。

出展料等 について

- 出展決定後、事務局より出展料ご請求書を送付致しますので、期日までに指定口座にお振り込み下さい。(振込手数料は各社負担とさせていただきます。)
- 数社で1小間に出展し、その中に当会会員企業が含まれている場合、出展料は会員料金とします。但し、社名表示はグループ名か会員企業名となります。
- グループ会社や親会社が会員企業であっても法人登記上の別会社は、会員出展料とはなりません。

アテンド について

- 会場には、必ず出展企業担当者が常駐し、商品説明並びに商談にあたって下さい。
- 当日は取引数量別、輸送条件あるいは決済方法別に卸売価格を積算するなど、あらかじめ必要な資料を用意し商談に臨んで下さい。
- 商談時間は厳守願います。商談時間内の撤収・搬出作業は厳禁です。
- 商品カード、プライスカードは自社でご用意下さい。
- 企業案内、製品パンフレットなどは多めにご持参し配布して下さい。
- 出展者名簿に掲載されていない企業のアテンドを禁止します。また、出展されている企業内での間借り出展も禁止します。当日判明した場合は、間借りさせた企業へ同じ出展料を追加で請求させていただきます。

試食品 について

- 商談の際には必ず試食品を用意して下さい。
- 当会場内でのカセットコンロ等、直火の使用並びに油で揚げる調理は禁止です。
- あらかじめ包装された食品を配布する場合には、食品衛生法等に基づいた表示(シール・ラベル等)が必要となります。
- 各会場には、水道、流し台等簡単な試食準備のための調理スペースを用意しております。但し、鍋、包丁、試食用紙皿、割りばし、爪楊枝等は各自でご用意願います。
- 東京会場については、会場規定により、会場内でのホットプレート等による「焼く」「揚げる」等の調理はできません。また、「蒸す」「茹でる」等は会場内に設ける「調理スペース」で行ってください。

電気使用 について

- 電気使用の場合は有料となり事前申込みが必要となります。出展申込書の記入欄に持込器材、ワット数を明記願います。
- 電気容量は1小間につきコンセント1口100V1.5kwまで5,500円（税込）となります。
これを超える電気容量をご希望の場合は事前に事務局までご相談ください。
1.5kw内でコンセント2口以上必要な場合は延長コード等を各自ご持参ください。
- 3相200V器材は使用できません。

商品搬入 について

- 当日の商談会に間に合うよう、出展者様にて直接各会場までお荷物を発送、または、出展者様ご自身でお持ち込みをお願いいたします。
- ※宅配伝票には必ず「北海道産品取引商談会」「出展社名」「ご担当者」「受取ご担当者の携帯番号」をご記入ください。
商談会当日必着、前日納品不可。
- 東京会場 〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1
東京交通会館気付 「北海道産品取引商談会」
①出展社名 ②ご担当者名 ③担当者携帯番号
 - 大阪会場 〒530-0013 大阪市北区茶屋町19-19
ホテル阪急インターナショナル 「北海道産品取引商談会」
①出展社名 ②ご担当者名 ③担当者携帯番号

展示作業 について

- 展示作業は必ず出展者が行って下さい。
- 装飾物についての高さは原則として床から2m以下とします（出展規約第14条(3)参照）。
- 当日は、開場30分前までに展示作業を完了し、バイヤーの来場に備えて下さい。
- 各会場ストック用冷蔵ケース、冷凍ケースはありません。

その他 注意事項

- 商談は出展者と来場者で行っていただき、それぞれの自己責任原則でお願いいたします。主催者および関係者はその内容に関知しません。
- 当日のゴミ取扱いにつきましては、各社とも責任をもって処理願います。
ゴミの分別及び処理については、当日配布します分別・処理方法に基づき処理願います。不適切な処理があった場合は、別途料金を請求しますのでお含みおき下さい。
- 後日アンケートを配付致しますのでご記入の上、必ずご提出願います。

事務局

一般社団法人北海道貿易物産振興会
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センタービル1階
TEL：011-251-7976／FAX：011-251-0230
E-mail：shoudan@dousanhin.jp
（担当）国内事業部 堂前、早川

出 展 規 約

第1条（出展物）

- (1)出展要領「対象商品」に記載。

第2条（出展小間のレイアウト）

- (1)出展要領「出展条件」に記載。

第3条（出展料）

- (1)出展要領「出展料」に記載。
- (2)数社で1小間に出展し、当会会員が含まれている場合は会員料金とします。但し、この場合の社名表示板はグループ名か会員企業名のみとなります。
- (3)グループ会社や親会社が当会会員であっても法人登記上の別会社は、会員料金とはなりません。

第4条（出展申込み）

- (1)出展要領「出展条件」及び「申込方法」、「申込締切日」に記載。
- (2)出展企業については、下記のとおりとさせていただきます。
 - ①道内に本社（本店）のある製造・加工メーカー
 - ②道内に本社（本店）のある道産食品取扱い企業
- (3)申込書受領後であっても「出展条件」等がクリア出来ない場合は、事務局の判断により出展をお断りすることがあります。
- (4)出展者は上記事項をあらかじめ了承のうえ本出展申込みをすることとし、将来この点についての異議は一切受け付けません。

第5条（出展料の支払）

- (1)出展要領「出展料」に記載。事務局より請求書をお送り致しますので期日までに指定口座にお振込み下さい。

第6条（出展の決定）

- (1)出展は「出展条件」をもとに全体の構成などを考慮し、事務局で審査の上決定します。出展の決定時期は、主催者が出展料金の請求書を発送した時点とします。

第7条（出展物の管理）

- (1)各出展者は、自己の責任において出展物の管理をして下さい。
- (2)主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き天災地変その他不可抗力の原因による場合を含め出品物の損傷その他出品物に関する一切の事故について、その責任を負いません。

第8条（食品表示・食品衛生等）

- (1)試食、商談にあたっては食品表示や食品衛生等の関係法令を遵守の上、対応をお願いいたします。

第9条（事故防止及び責任）

- (1)出展者は、出展物の搬入出、展示、実演等の際に最善の注意を払い、事故防止に努め、万一事故が発生した場合の責任は、出展者にお

いて負うものとします。

- (2)主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き発生した事故につき一切の責任を負いません。
- (3)商談は出展者と来場者で行っていただき、それぞれの自己責任原則でお願いいたします。主催者および関係者はその内容に関知しません。

第10条（禁止事項）

- (1)出展者の次の行為を禁止します。
 - ①本出展契約上の出展者としての地位又は権利の全部又は一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、又は転貸すること。
 - ②指定された場所以外での展示、看板、広告標識等を掲出すること。但し主催者が事前に承諾した場合はこの限りではありません。
 - ③他の出展者に迷惑となる行為及び会場に損害をおよぼすような行為をすること。
 - ④その他本出展規約において禁止された事項。

第11条（出展要領）

- (1)出展者は、出展要領及び出展規約を遵守しなければなりません。

第12条（小間内の出展者常駐）

- (1)出展要領「アテンド」に記載。

第13条（マイク使用の禁止と音量規制）

- (1)マイクを使用した商品説明は禁止します。
- (2)小間内のAV機器等の音量は、他の出品者の迷惑にならない程度として下さい。

第14条（装飾）

- (1)装飾物は各出展者間の間仕切の枠外にはみ出ることを禁止します。
- (2)会場の通路上に表示物などを設けないで下さい。
- (3)装飾物についての高さは原則として床から2m以下とします。また、これ以下の高さであっても他の出展者に迷惑となるもの及び会場内の視界を遮るものは禁止します。ただし主催者が特別に許可した場合はこの限りではありません。
- (4)出展にあたり天井構造の使用は、主催者の承諾のない限り禁止します。

第15条（廃棄物の処理）

- (1)ゴミの分別処理法については、当日配布する処理方法に基づき、各社で責任を持って処理願います。
- (2)放置廃棄物の処理費用については、会期終了後、事務局が出展者に実費請求しますので、請求書受領後、直ちにお支払いいただきます。

第16条（出展規約の違反）

- (1)出展規約を違反した場合、当日及び次回の出展をお断りします。

以 上

日 程 表

〈東京会場〉 令和 8 年 2 月 3 日(火) 東京交通会館 12階 ダイアモンドホール

〈大阪会場〉 令和 8 年 2 月 5 日(木) ホテル阪急インターナショナル 4階 紫苑

搬 入 展 示	9 時30分～ 12時30分	12時30分までに全ての展示作業を完了して下さい。 <u>出展商品は出展社様に直接会場まで発送下さい。</u> (当日着のみ)
取 引 商 談 会	13時00分～ 17時00分	商談は出展者と来場者で行っていただき、それぞれの自己責任原則でお願いいたします。主催者及び関係者はその内容に関知しません。
搬 出 作 業	17時00分～ 18時00分	バイヤーが退出後、搬出作業を行って下さい。終了時刻前の撤収準備作業は厳禁です。 委託返送する場合は、会場内託送担当者に引渡し下さい。 <u>返送費は出展者負担となります。</u>